

鳥取県人権施策基本方針(H22年11月)	
第1章 基本的な考え方 (P1~15)	経緯見直し
第1節 基本方針の策定、位置付け、策定範囲(P1~3)	経緯 1-1
1 策定趣旨 2 位置付け 3 策定範囲	
第2節 人権をめぐる社会の取組(P4~10)	年表
1 国際的な動向 2 国内の動向 3 県の取組 4 市町村の動向	
第3節 当県の基本姿勢(P11~14)	経緯 1-1 2-(3) 4-2 4-2
1 めざす社会 2 人権尊重の基本理念 (※別紙) 3 人権尊重の視点にたった行政 4 国、市町村等との連携 5 NPO、企業等との協働	
第4節 人権施策の推進体制(P15)	4-1 4-1
1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 2 県の組織内における連携	
第2章 基本的施策の推進方針 (P16~35)	
第1節 人権教育・啓発の推進(P16~32)	
1 人権教育・啓発を推進するための環境整備 (1)学習機会の提供、教育啓発手法の調査研究 (2)人材の育成 (3)効果的な啓発・情報提供の充実	
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進(P32~35) (1)学校・幼稚園及び保育所における人権教育・保育の推進 (2)家庭における人権教育・啓発の推進 (3)地域における人権教育・啓発の推進 (4)企業等における人権教育・啓発の推進 (5)特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 (6)公務員に対する人権教育・啓発の推進	2
第2節 相談体制の充実	
1 相談体制の充実 2 各種苦情解決等制度の円滑な運用 3 人権救済制度の確立の国への要望	
第3章 様々な分野における施策の推進方針 (P36~P121)	
13分野	
1 これまでの動き 2 現状と課題 3 取組方針 (1)教育啓発の推進※ ⇒3へ (2)相談体制の充実※ ⇒3へ (3)・・・ (4)・・・ (5)・・・	3
各分野に記載していた「1教育啓発の推進」「2相談体制の充実」を第3章「人権施策推進方針」にまとめて記載	
《人権教育》 例「〇〇、〇〇などの人権侵害、〇〇に関する課題を解決するために、学校・家庭・地域社会を通じて、人権教育を推進します。 《相談・支援》 例「〇〇の人権侵害を解決するため、相談・支援体制の充実を図ります。	

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂案	
基本方針改定の経緯	
人権をめぐる社会の動き	
1 国際的な動向 2 国内の動向 3 県内の動向	
第1章 基本的な考え方	
1 基本方針の位置付け	
2 人権施策の基本理念	
第2章 人権施策の推進方針	
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 リード文	
1 人権教育 ・現状と課題 ・施策の基本的方向	
2 人権啓発 ・現状と課題 ・施策の基本的方向 (1)県民に対する人権啓発 ・現状と課題 ・施策の基本的方向 (2)企業に対する人権啓発 ・現状と課題 ・施策の基本的方向 (3)特定の職業に従事する者に対する者に対する人権啓発 ・現状と課題 ・施策の基本的方向	
II 相談・支援の充実 ・現状と課題 ・施策の展開方向	
第3章 分野別施策の推進	
15分野 ・現状と課題 ・施策の基本的方向	
第4章 人権施策の推進体制	
1 県の推進体制 2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働 3 国、市町村、企業、NPO等との連携	
用語解説	
施策体系表	
※資料	

- 《資料案》
- 1 関連要綱
(1)人権尊重の社会づくり条例
 - 2 「人権関係年表」
 - 3 関係法令
(1)日本国憲法
(2)世界人権宣言
(3)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
 - 4 県計画等